

# 栄養成分表示 していますか？

2020年4月1日 から容器包装に入れられた、消費者に販売

される加工食品・添加物には**栄養成分表示の表示義務\***があります。

※一部、表示が省略できる場合や表示を要しない場合があります。

2020年4月1日から新たな食品表示制度が完全施行となり、**栄養成分表示が義務化**されました。容器包装に入れられた一般用加工食品及び添加物には、食品表示基準に基づき、栄養成分の量及び熱量の表示(栄養成分表示)が義務付けられています。**パッケージごとに**右下の【新表示例1・2】のような**定められたルールに従い**、栄養成分表示を表示しなければなりません。(従わない場合は、食品表示法違反となります。)

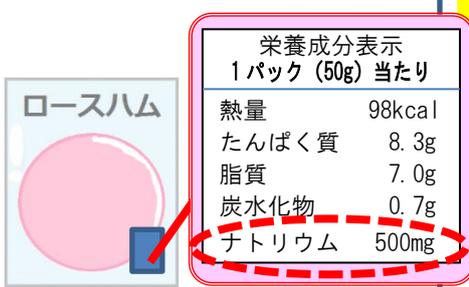
また、食品表示基準の施行により、**栄養成分表示の方法や原材料表示、アレルギー表示等の方法も変更**されています。

## 今までの表示例

### 【例1】クッキー



### 【例2】ロースハム

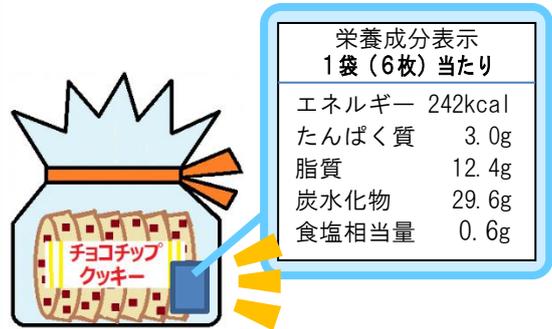


## 《主な変更点》

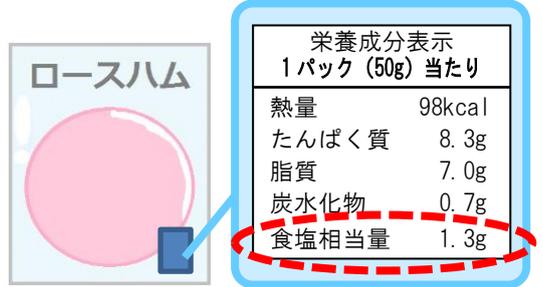
- ・今まで栄養成分表示をしていなかった場合は、新たに表示する必要があります。
- ・従来の表示方法の「ナトリウム」は食品表示法では「食塩相当量」に換算して表示します！

## 2020年4月1日からの表示例

### 【新表示例1】クッキー



### 【新表示例2】ロースハム



問合せ先 大田区保健所  
大森地域健康課 電話 5764-0661  
蒲田地域健康課 電話 5713-1701

健康づくり課 電話 5744-1683  
調布地域健康課 電話 3726-4145  
荏谷・羽田地域健康課 電話 3743-4161

食品の表示制度については東京都の食品安全情報サイトへ [こちら](#)→

